

商品等表示に係わる法律比較

フェアトレード委員会*

抄 録 昨今問題となっている偽装表示に係わる問題・事件の中から、食品関係の不当表示及びインターネットを用いたフィッシング詐欺の二つを取り上げ、これらを取り締まる上で係わってくるいくつかの法律の効果を検討した。

食品関係の不当表示については、食品に関するJAS法、食品衛生法等の適用が考えられるが、実際には、不正競争防止法も適用される場合がある。またフィッシング詐欺については、著作権法、刑法等、いくつかの法律の適用が考えられるが、いずれもその効果が小さく、また適用が難しいと考えられる。そこで本稿は、上記検討により法制度の整備の必要性の提言を試みるものである。

目 次

1. はじめに
2. 最近の食品偽装問題
 2. 1 適用法
 2. 2 まとめ
3. インターネットによるフィッシング詐欺
 3. 1 適用法
 3. 2 まとめ
4. おわりに

1. はじめに

食品の偽装表示問題にはじまり、適正表示、品質、規格、その他の内容についての虚偽表示・誤認表示・不当表示、価格その他の取引条件についての不当な二重価格表示、識別表示、表示義務などと、「表示」について、種々取り上げられ、不正競争防止法が話題となっている。

表示には、商品の製造者、販売者等を示す出所表示、商品やサービスを特定するための識別表示、商品やサービスの品質を示す品質表示、商品の原材料や組成を示す原材料組成表示、商品の原産国や原産地を示す原産地表示、商品機能を示す機能表示、商品やサービスの特徴を示す特徴表示、食品等の製造日時・賞味期限・消

費期限を示す日時表示、廃棄製品や容器包装を分別収集し、資源として再利用する際の目印であるリサイクル識別表示マークなどと多く、適用法も多く、所管官庁も複数となっている。

法令遵守の点からも、虚偽表示、誤認表示、不当表示、表示義務違反とならないようにするには、どの法令が適用されるか、また、その内容はどのようになっているかを知ることが重要である。

本稿では、特徴的な事例をとりあげ、事例の概要、適用法及びその概要等、「表示」に関して問題となる論点を紹介する。

(執筆担当：2007年度フェアトレード委員会第1小委員会、石島、絹見、西川、野田、宮部、横山)

2. 最近の食品偽装問題

食品の偽装表示が頻繁に発覚し、表示に係わる法制度の問題点があらわになった。たとえば、牛肉偽装事件では、最終製品の製造業者あるいは販売業者ではないという理由で、業者間取引を行っていた牛肉加工業者にはJAS法を適用す

* 2007年度 Fair Trade Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ることができないという法制度の弱点が明らかになった。また、全国的に有名な餅お菓子の事件では、約10年前に地元の保健所に、冷凍した食品の解凍日を製造日にしてよいかを問い合わせたところ、当該食品が衛生上の危害を及ぼすことがなければ、問題はない、つまり、食品衛生法上の問題はないとの回答を受けたので、その後も継続していたにもかかわらず、今回の事件では、上記の行為が製造年月日の改竄であるとして、JAS法違反である旨の指示・公表を受けるといふ、一つの表示に二つの法律、すなわち所管する官庁が複数存在することによる、法適用の複雑さが明らかになった。

2.1 適用法

まず、食品に係る表示を偽装した場合、どのような法規が適用されるかを以下に挙げた。

① 食品衛生法

厚生労働省が所管する法律で、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上および増進に寄与することを目的とする法律であり、同法では、容器包装に入れられた加工食品、販売の用に供するような食肉および鶏卵などを対象とし、主に表示すべき事項を次のように定めている。

・名称（品名）、添加物、消費期限、賞味期限または品質保持期限、保存方法、製造者等（輸入業者）の氏名または名称および製造所等（輸入業者）の所在地、遺伝子組換え食品である旨、アレルギー物質を含む旨

② 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」）

農林水産省が所管する法律で、消費者の商品選択に対する情報提供を目的とする法律であり、一般消費者向けのすべての飲食料品を対象とし、品質表示の適正化について規定している。なお、生鮮食品と加工食品とで主に表示すべき事項を次のように定めている。

[生鮮食品]

・名称（品名）、原産地または原産国、内容量（特定食品（食品、野菜および果実等）であって、容器に入れまたは包装されたもの）、製造者等（輸入業者）の氏名または名称および製造所等（輸入業者）の所在地（特定商品（食品、野菜および果実等）であって容器に入れ、または包装されたものについては、販売業者の氏名または名称および住所を表示する）、遺伝子組換え食品である旨

[加工食品]

・名称（品名）、原材料名、添加物、原産地または原産国（輸入品に限る）、内容量、消費期限、賞味期限または品質保持期限、保存方法、製造者等（輸入業者）の氏名または名称および製造所等（輸入業者）の所在地、遺伝子組換え食品である旨

なお、加工食品品質表示基準等の一部が改正され、2008年4月1日から、業者間取引においても食品の品質表示が義務付けられている。

③ 不当景品類および不当表示防止法（景表法）

公正取引委員会が所管する法律で、商品および役務の取引に関連する不当な景品類および表示に関する顧客の誘引を防止し、一般消費者の利益を確保することを目的とする法律であり、同法4条では、商品の品質等について、消費者に対して、実際のものよりも著しく優良であると示して、不当に顧客を誘引する行為を禁止している。

④ 不正競争防止法

経済産業省が所管する法律で、事業者間の不正な競争行為の防止を目的とする法律であり、同法2条1項13号では、商品の内容表示に虚偽の記載をして消費者を誤認させる行為を禁止している。

⑤ 詐欺罪

刑法の中に詐欺罪があり、この詐欺罪とは、人を欺罔して、財物を交付させ、もしくは財産

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

上不法の利益を得た場合に適用される罪であり、食品の偽装表示事件では、疑義情報の正確な記録の不足等から同罪の立証が難しいと考えられるが、例えば、牛肉以外の肉を含む製品を牛肉のみを原料とする製品として販売し、その代金名目で金員を詐取しようとして、取引先に牛肉のみを原料とするものであるかのように表記して引き渡し、その販売代金をだまし取ったとして有罪となった事例はある¹⁾。

2. 1. 1 JAS法の問題

JAS法では、すべての飲食料品を対象とし、生鮮食品と加工食品とに区別して、それぞれ表示すべき事項が定められているが、業者間取引の対象が生鮮食品の場合、表示義務の対象であるのに対し、加工食品の場合には、表示義務の対象外である。この違いは、生鮮食品の場合、直接、生産者が消費者に製品を供給することが想定され、JAS法の趣旨である、一般消費者の選択に資する必要があること、また、表示すべき事項についても、名称および原産地のみを指定し、当該表示義務であれば、生産者にとって、過度な負担にならないことが考えられる（ただし、生鮮食品を包装した場合、内容量、販売業者氏名または名称および住所も表示事項として追加される）。一方で、加工食品の場合、加工食品業者が、直接、消費者に加工食品を供給することは考えにくく、かつ、「加工食品品質表示基準」においては、加工食品の供給を受けた製造業者等が原材料の調達から商品の出荷に至るまでの一連の製造工程を管理しており、製造業者等（最終製品の取引）に表示義務を課せば、正確な表示ができるという考え方から、表示義務の対象にしてこなかったようである²⁾。ただし、加工食品品質表示基準等の一部が改正され、2008年4月1日から、業者間取引においても食品の品質表示が義務付けられ、改善が図られている。このような理由から、基準改正前においては、牛肉偽装事件のように、牛肉加工業者が

表示義務に違反しても、JAS法による行政処分を行うことができず、厳重注意文書を発出するに留まったものと考えられる。一方、餅お菓子事件では、製造販売業者は、農林水産省から改善指示を受けている。本件の場合、当該製造販売業者は、直接消費者に食品を供給する業者であるのでJAS法が適用され、いったん包装して製造日を付けた製品を冷凍した上で、注文に応じて解凍、再包装し、この再包装した日を新たな製造日として、製造日と消費期限を表示するという不適正な表示を長期間日常的に行ってきたことが「加工食品品質表示基準」違反となった。

2. 1. 2 JAS法と食品衛生法の違い

JAS法および食品衛生法の所管官庁は、前者は農林水産省、後者は厚生労働省であり、両法律とも食品の表示に関して規定しており、表示すべき事項については、上記2. 1の適用法で記載したとおり、若干異っているだけである。各法の趣旨についてみると、JAS法は、品質に関する適正表示を行うことによって、一般消費者の選択に資する、つまり、一般消費者に対する商品選択のための情報提供を目的とするのに対し、食品衛生法は、飲食による衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康の保護を図ること、つまり、食中毒など、飲食による衛生上の危害を防止することである。各法の趣旨を鑑みると、人体に直接危害を与えるおそれのある事項を定める食品衛生法のほうがJAS法より、厳格に運用されることが推測されるが、事実、その違いは、罰則に現れているものと考えられる。JAS法の場合は、品質表示基準違反があった場合、直ちに罰則は科さずに、「指示」、「改善命令」の手続を経、最後に「懲役または罰金」が科される仕組みをとっている。一方、食品衛生法は、同法55条により、都道府県知事は、「営業停止・営業許可」の取消処分を科することができるという条文があり、実際の運用としては、かかる行政処分を科すことなく、直ちに罰則を適用する

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ことは少ないと思われるが、同法19条2項に定める表示義務に違反した場合には、同法72条1項に定める、「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」という直罰規定が存在する。このような罰則の差違も両法の趣旨から導かれた相違と思われる。

2. 1. 3 不正競争防止法の適用可否

食品偽装表示のすべてについて不正競争防止法は適用されるだろうか。偽装表示の態様の如何で、その適用に違いがあるかを考察した。

まず、偽装表示の一つとして、消費期限を取り上げると、消費期限は、製造業者が試験結果に基づき安全性をみて任意に定めた期限であって、当該期限を改竄したとしても、安全性のある範囲であれば、消費期限の本来の役目を果たしていると考えられる。餅お菓子の事件では、製品の製造後、製品を冷凍して保存し、その後、解凍した日を製造日として出荷していた。本件の場合、名称、原材料または原産地などの偽装はなかったが、消費期限の偽装および原料表示の記載の仕方を原因としてJAS法違反が発覚している。餅お菓子の製造販売業者は、解凍後出荷しても、品質および衛生上の問題がないことを事前に確認しており、実際、国民の健康を害するような事件は何ら起こっていない。

一方、牛肉偽装事件の場合は、牛ひき肉に豚ひき肉、鶏ひき肉などを混入しながら、牛ひき肉と表示していた。つまり、実際の品質と表示上の品質が明らかに異なっていたケースであった。上記の事実を原因として、牛肉加工業者は不正競争防止法で摘発されている。なお、かかる摘発の原因には上記のような牛ひき肉のほか、他商品（牛スライス、肩ロースなど）での意図的な異種肉の混入、賞味期限の改竄、および産地偽装など、偽装表示の態様の悪質さも影響していると考えられる。

2. 1. 4 監視指導體制とその必要性

次に食品偽装を未然に防止するための監視指

導体制について考えてみたい。JAS法および食品衛生法の二法の双方に偽装表示を未然に防止するための監視指導対策が存在する。JAS法では、広域業者であるかどうかを目安として、国と都道府県が監視指導を分担している。具体的には、食品表示についての巡回調査をし、食品全般の表示の監視業務に専従する職員を配置し、日常的に小売店等を巡回しながら、表示についての監視・指導を実施している。また、国民からの情報提供等を受け付けるためのホットライン（食品表示110番）を設置し、食品表示を点検する食品表示ウォッチャー（消費者）の委嘱と監視により、食品表示に関する監視を行い、食品表示ウォッチャーについては、2006年度には約4,500人の消費者の協力を得たようである。また、食品衛生法では、保健所に一定の資格要件を満たした食品衛生監視員が配置され、営業施設の指導や検査のための食品の収去などを行っている。なお、景表法では、排除命令の契機となる調査は、一般からの申告または職権による探知等に基づき行われ、また、公正取引委員会が選考した消費者取引適正化推進員との意見交換会の活動等もなされている。

2. 1. 5 行政処分・罰則

各適用法に関する行政処分および罰則について強調したいことは、直罰を科した法律は、不正競争防止法と食品衛生法のみであり、JAS法および景表法にはこれがない。JAS法のその罰則適用の特徴については、前掲したが、直罰を科さない理由として、農林水産省での2007年10月に開催された検討会³⁾において、品質表示基準は、(i) 人体に直接危害を与えるおそれのある事項を定めるものではなく、また、対象がすべての飲食料品であり、かつ、多岐にわたる表示事項を詳細に定めていることから品質表示基準に抵触した場合、直ちに直罰を科すことは適当ではないこと、(ii) 一般消費者の選択に資するという目的に照らし、違反の事実を公表

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

して一般消費者に知らせることも商品選択の手がかりを与える有効な手段であり、実態的にも重い社会的制裁として機能していること、(iii)表示を迅速に是正するという観点からは、罰則適用のために必要とされる告発、立件等の手続きを経るよりは、直接的に是正を指示するほうが、効果的かつ効率的である、という旨を述べている。なお、景表法では、排除命令により、偽装表示を行った行為者に対し、当該行為の差止め、再発防止措置等を科すことができ、排除命令に従わなかった場合には、罰則が適用されることになっている。

一方、不正競争防止では、食品衛生法に定めるような、任意的な行政処分の定めもなく、直ちに責任者および法人に対して、懲役または罰金刑を科すことができる。捜査機関が直接偽装事件に関与し、捜査等を通じて、結果的に早期の全容解明に繋がると考えられる。特に、表示偽装の悪質さが甚だしい場合で、捜査機関において刑事訴追が適切と判断されるときには、同法の適用が考慮されるものとする。

2.2 まとめ

以上、食品表示に対して、法律・規制の適用関係が不明瞭となる場合もあり、これを改善するべく、法律・規制の統合等、生活者および事業者にとって分かりやすい規制体系にすることが望ましい。また、JAS法の事業者間取引の不適用のような問題点については、業者間取引における不正表示が最終的に消費者に被害を及ぼすことから改善されることが望ましいと考える。

3. インターネットによるフィッシング詐欺

「フィッシング (phishing)」とは、金融機関やオンラインショップなどからのEメールを装い、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号、有効期限、ID、パスワードなどの

個人情報を返信もしくは入力させてそれらの情報を入手し、金銭を詐取する行為である。

フィッシングの具体的な方法としては、現在のところ、①Eメールの受信者に対して偽のウェブサイトへアクセスするように仕向け、そのウェブサイトを使って個人情報を詐取する方法(ウェブサイト誘導型)と、②偽のウェブサイトに誘導せずに個人情報を入力したEメールを返信させて個人情報を詐取する方法(Eメール返信型)の2つが知られている⁴⁾。

実際にフィッシングサイトによる詐欺・窃盗等の被害が発生した場合、刑法の詐欺罪等、相応の法律の適用により、処罰を受けることになるが⁵⁾、ウェブサイト誘導型フィッシングにて用いられるフィッシング用の偽サイト(以下「フィッシングサイト」という)を開設する行為に対しては、現状として、警察庁が業務妨害罪、著作権法違反(複製権侵害、公衆送信権侵害等)で検挙するよう努める方針を2004年12月に発表しているのみであり⁶⁾、フィッシングサイトの開設行為そのものを直接取り締まる法律は存在していない。

以下、取り締まりの根拠と成り得る可能性のある法規とその適用条件について、フィッシングサイトによる冒用のターゲットとされた企業(以下「ターゲット企業」という)の利益保護の観点から、検討する。

3.1 適用法

① 著作権法

ターゲット企業のウェブサイト(以下「被冒用サイト」という)が「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(著作権法2条1項1号)という著作物の定義に該当し、かつ、フィッシングサイトが被冒用サイトに依拠して複製されたものと認められれば、複製権(同21条)侵害および公衆送信権(同23条)侵害とし

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

て著作権法が取締の根拠となりえる。

この場合の罰則は10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその併科である(同119条1項)。

② 刑法

業務妨害罪では、信用毀損罪とともに「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と定めている(刑法233条)。

しかし、本条の罰則(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)では、フィッシングサイト開設の抑制力として効果があるのかやや疑問である。

③ 民法

他の法規の適用有無にかかわらず、ターゲット企業が費用、労力を費やしてサイトを制作、運営し、またサイト運営のみならず、自己の事業として継続的な経営努力の結果得られた先行者としての信用や利益を侵害する、との観点から、ターゲット企業は不法行為(民法709条)を主張することが可能と思われる。

フィッシングサイト開設者が受ける事実上の制裁の内容としては、ターゲット企業が受けた不利益(ターゲット企業が、自社顧客に対して行った補償の求償等)を裁判所が総合的に勘案して判断することになるため、ターゲット企業の望む制裁とは乖離する可能性がある。

④ 商標法

フィッシングサイトにてターゲット企業の登録商標が使用され、かつその使用態様が、当該登録商標と同一の指定商品・指定役務における使用であれば、商標権侵害としての取り締まりが可能である。この場合の罰則は、10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその併科とされる(商標法78条)。

しかし、フィッシングサイト開設の目的が、競業間での競争を有利にすることではなく、個人情報類を入手し金銭を詐取するといった犯罪

を目的としていることを考えると、フィッシングサイトでの使用態様が当該登録商標と同一の指定商品・指定役務での使用であることは考えにくく、商標法違反を問うことは実質的には困難と思われる。

⑤ 不正競争防止法

i) 2条1項1号(周知混同)、2号(著名冒用)

1号の「商品等表示の使用」、2号の「自己の商品等表示として使用」とは、他人の商品等表示を単に使用する行為のことを指すのではなく、自己の商品または営業として用いることを指すと解されている。従って、フィッシングサイトのような、商品や営業行為を目的としていない行為は、本号における「商品等表示の使用」や「電気通信回路を通じた提供」に該当しない。

「フリーライド」「ダイリューション」「ポリリューション」の観点から検討すると、フィッシングサイトの開設行為については、ターゲット企業と何らかの関係があるように見せかける点で「フリーライド」に、また、ターゲット企業の著名表示がフィッシング詐欺という犯罪行為に利用されるという点で「ポリリューション」に該当すると思われるが、フィッシングサイト開設者自身の商品・営業に対する冒用ではないことから、やはり本号の適用は難しいと考えられる⁷⁾。

ii) 12号(不正ドメイン)

本号では、ドメイン名の不正使用等によってターゲット企業の営業上の利益が侵害され、また公正な競争秩序が損なわれ、さらには需要者一般の利益も害される可能性があることから、「不正の利益を得る目的」又は「他人に損害を加える目的」で「他人の特定商品等表示」と同一若しくは類似のドメイン名(以下「類似ドメイン名」という)を使用する権利を取得、保有、使用する行為が認められれば不正競争に該当する、と定められている。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

類似ドメイン名の使用については1号、2号のような「自己の商品または営業としての使用」といった条件は設けられていない。

フィッシングが、ターゲット企業に対する加害目的をもって行われているかどうかはケースによると思われるが、不正の利益を得る目的で行われていることは明らかであることから、フィッシングサイトのドメイン名がターゲット企業のドメイン名と同一若しくは類似している場合は、本号の適用が可能である。

iii) 救済措置および罰則

不競法における救済措置としては、差止請求権（3条）、損害賠償（4条）、損害の額の推定等（5条）、信用回復の措置（14条）が定められている。

また、罰則としては、2条1項1号、2号違反については五年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金またはその併科と定められているが（21条2項1号、2号）、12号違反に対して刑事罰は設けられていない。

3. 2 まとめ

現行の法制度の下では、フィッシングサイトのドメインネームがターゲット企業のドメインネームの不正使用に該当し、不競法にて取り締まることが可能な場合以外でフィッシングサイトによる被害を未然に防ぐための手段としては、ターゲット企業が自己の商品等表示の冒用有無についての調査や自社サイトやダイレクトメール等にて顧客に対する注意喚起を日常的・継続的に行い、フィッシングサイトを発見した場合はフィッシングサイト開設者に対する民事法に基づく差し止め請求（フィッシングサイトの閉鎖）や刑事告訴を行う等の企業の自己努力に委ねられているのが現状である。

フィッシングサイト創設のような、インターネットを用いて不正の利益を得たり、他人に損害を加えたりすることを目的とする行為は今後

も増加すると思われることから、このようなリスクに対する企業の労力等の負担軽減や利益保護のため、①フィッシングやスパイウェア対策を目的とした法律を新たに制定する、②不競法の不正競争の類型に「フィッシングサイトの開設行為」を加える、③刑法や不正アクセス禁止法、電子メール送信適正化法等、現在は被害が発生した際に適用される法律において、予備罪としての対応を可能とする法律改正を行う、といった対応が望まれる。

4. おわりに

以上検討してきたとおり、表示に係る法律については、兼ねてよりその問題点が指摘されているものの、依然として多くの未解決事項を内包している。

特に、昨今話題の食品に係る偽装表示問題に関しては、どの法律が適用できるかの判断が難しい面がある。実際は不祥事を起こした企業の名前とともにその経営実態や事件発覚後の対応が報道により大きく取り上げられるものの、消費者にとっては、行政がとった法的対応は、必ずしも明瞭なものとは言えない状況にある。

このような現状を鑑み、行政も独占禁止法及び景品表示法の改正案を2008年3月11日に閣議決定⁸⁾し「不当表示」の処罰を厳格化する動きが見られる。

また、消費者契約法が改正されれば、団体訴訟が導入されることにより、一定の要件⁹⁾を満たせば内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体¹⁰⁾が消費者に代わり訴訟を提起することが可能となり、前述の改正案にも当該団体訴訟が認められる関係から、食品に係る表示規制に関しては大きく強化が図られることになる。

さらに、JAS法の運用においては、前述の通り、加工食品品質表示基準等の一部が改正され、2008年4月1日から、業者間取引においても食品の品質表示が義務付けられた。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

また法律・規制の適用関係が不明瞭である点については、内閣府国民生活審議会が2008年2月14日、「食の安心・安全に向けた体制整備」について報告書案を示し、その中でJAS法や食品衛生法、景品表示法などの関連法令を一元化した「食品表示法」の制定を進めるべきとして、さらに議論が重ねられているところであり、わかりやすい表示制度の確立が期待される。

一方第3章において検討した、フィッシング詐欺に関しては制定法未整備との課題が存在する。

我国では2004年末の警視庁の発表を契機としてフィッシング詐欺が認識されはじめ、その間、消費者及び企業側は上記検討のとおり救済法の模索に苦しんできた。

フィッシング詐欺はブロードバンドの急速な発展と同時に国内外を問わず誰もが被害者になり得ることから、当時から重要な問題として認識されており、制定法の必要性が訴えられている。

企業のブランドを不正使用し企業側の利益を不正に搾取し、かつ、当該不正使用により不正に競争を阻害していることは明らかであることから、何らかの法的対応を図るのが望ましいと考える。

いずれにせよ、事業者の地道な努力により築き上げてきた信頼を作為的に流用し不正な利益を得る行為は許されるものではない。

注 記

- 1) 2008年3月20日毎日新聞社ウェブサイト記事(毎日jp:札幌地裁判決要旨)
- 2) 2007年10月 農林水産省:食品の業者間取引の表示のあり方検討会「JAS法の品質表示の適用拡大について」—「食の安心」に対する消費者の信頼回復に向けて
- 3) 2007年10月 農林水産省:食品の業者間取引の表示のあり方検討会「JAS法の品質表示の適用拡大について」資料2 参考資料
- 4) 2004年11月5日 独立行政法人 国民生活センター 企画調整課 記者説明会資料 1頁

- 5) 例えば、刑法(246条 詐欺罪, 246条の2 電子計算機使用詐欺), 不正アクセス禁止法(3条 不正アクセス行為の禁止), 電子メール送信適正法(5条 架空電子メールアドレスによる送信, 6条 送信者情報を偽った送信の禁止)等が挙げられる
- 6) <http://www.npa.go.jp/cyber/policy/phishing/main.htm>
- 7) ポリューションが認められた事例として、「ソニー」が貸金業に使用されたこと(東地判1984.3.12)や、「トヨタ」が詐欺商法に使用されたこと(東地判1992.4.22)があるが、いずれも自己の営業表示としての冒用であった。
- 8) <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/08.march/08031101.pdf>
- 9) 消費者契約法第4条規定の勧誘行為または同法8条乃至第10条に規定の契約条項
- 10) 適格消費者団体となるには以下の要件の具備が必要とされる。
 - ① 特定非営利活動法人又は民法34条に規定する法人であること。
 - ② 不特定かつ多数の消費者の利益擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。
 - ③ 差止請求関係業務の実施に係る組織、業務の実施の方法、業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。
 - ④ 差止請求関係業務の執行決定機関として理事会が置かれ、決定方法が適正であること。
 - ⑤ 理事に占める特定の事業者の関係者又は同一業種の関係者の割合が、それぞれ3分の1又は2分の1を超えていないこと。
 - ⑥ 差止請求に係る検討部門において、専門委員(消費生活に関する専門家、法律に関する専門家)が助言し意見を述べる体制が整備されていること。
 - ⑦ 差止請求関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること。
 - ⑧ 差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

別表 食品表示に係わる法律比較

	JAS法	食品衛生法	不正競争防止法	景品表示法
法の趣旨・目的	適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、農林物資の取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることにより一般消費者の選択に資し、もって公共の福祉の増進に寄与する	食品の安全性の確保のために、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図る	事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること	商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、独占禁止法の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する
主な所管官庁	農林水産省	厚生労働省	経済産業省	公正取引委員会
対象 (表示の客体)	農林物資（酒類、医薬品、医薬部外品及び化粧品を除く）。詳細は次の2種。 ①飲食品及び油脂 ②農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物質（①に掲げるものを除く）であって、政令で定めるもの	食品、添加物、器具及び容器包装を対象	・商品／サービスの内容に関する広告表示等 ・比較広告等	商品／サービスの内容、取引条件について行う広告等の表示 (例) ①チラシ、パンフレットや説明書 ②ポスターや看板 ③新聞や雑誌に掲載された広告 ④テレビCM ⑤ウェブサイト等
主な表示項目又は規制内容	・登録認定機関の格付の認定を受けた場合以外で、格付の表示の禁止 ・名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他品質に関し表示すべき事項 ・表示方法その他品質に関し表示すべき事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項 (以上、法18,19の13条)	・販売する食品等については基準に合う表示がなければ販売してはならない。 ・公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽の又は誇大な表示をしてはならない。 (以上、法19,20条)	・誤認させる表示の禁止(例)原産地、品質、内容等 ・他人の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知/流布の禁止	・不当な表示の禁止 ①優良誤認(表示) ②有利誤認(表示) ③無果汁の清涼飲料水等の(不当)表示 ④商品の原産国に関する不当な表示 ⑤消費者信用融資費用に関する不当表示 ⑥不動産おとり広告に関する(不当)表示 ⑦おとり広告に関する表示 ⑧有料老人ホームに関する不当な表示 ・「公正マーク」 (法4条,各種告示・規約)
制裁 (適正表示をしなかったことのみによるものに限る)	・刑事… 格付違反 100万円以下罰金、品質表示適正化命令違反 1年以下懲役又は100万円以下罰金(法人1億円以下罰金)、格付表示除去命令違反・JAS規格名称等表示除去命令違反・虚偽報告等 50万円以下罰金 ・民事…なし ・行政… 指示・措置命令	・刑事… 2年以下懲役又は200万円以下罰金(併科有)、法人は1億円以下罰金 ・民事…なし ・行政… 措置命令・営業許可取消命令、営業禁止命令、営業停止命令	刑事…誤認させる表示について5年以下懲役若しくは500万円以下罰金又は併科 民事…侵害停止/予防請求、損害賠償	・刑事… 排除命令守らぬ事業者等に最大1年以下懲役又は300万円以下罰金 ・民事…なし ・行政… 排除命令(表示差止・再発防止措置等)、訂正広告等の指示、不実証広告規制
主な政省令・ガイドライン (関連するものも含む)	・各種品質表示基準等	・食品衛生法施行規則 ・乳及び乳製品の成分規格等に関する省令等		・不当表示に関する告示 ・公正競争規約(業種別)等

(原稿受領日 2008年4月15日)